

令和5年度第2回善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和6年3月7日（木）午後4時30分～午後5時10分

開催場所 善通寺市役所 4階 403会議室

出席委員 佐柳 智恵美 渡邊 公照 藤田 諭史
藤澤 孝男 向井 隆朗 山根 昭子 大西 稔

事務局 保健福祉部長 中山 淳
市民生活部長 佐柳 学
保健課長 香川 昇
税務課長 高畑 往立
保健課係長 川崎 宣和
税務課係長 高橋 友美
保健課主事 松本 昌子

議事 諮問事項

- (1) 善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正（案）及び軽減対象者の拡大（案）について
- (2) 善通寺市国民健康保険第3期データヘルス計画（案）及び第4期特定健康診査等実施計画（案）について

議事録

（事務局）

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第2回善通寺市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます保健課長の香川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の委員の皆様方の出席状況について、報告させていただきます。

当初欠席予定の委員は香川委員1名でありましたが、急遽高畑会長がやむを得ない理由で欠席との連絡を受けておりますため、委員定数9名中7名の出席でございます。

善通寺市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、委員定数のうち半数以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、次第2の職務代行者選出となりますが、会長が欠席しておりますので、第4条

第2項の規定に基づき、職務代行者を選出する必要がございます。事務局から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(事務局)

それでは、渡邊委員を会長の職務代行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(事務局)

異議が無いようですので、会長の職務代行者には渡邊委員を選出することになりました。よろしく申し上げます。渡邊委員には会長職務代行席に移動をお願いします。

本日は、諮問事項として、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正案及び軽減対象者の拡大案及び善通寺市国民健康保険第3期データヘルス計画案、第4期特定健康診査等実施計画案について、ご審議いただきたく存じます。よろしく申し上げます。

それでは、はじめに、保健福祉部長がご挨拶申し上げます。

(保健福祉部長)

本日は、本年度2回目の国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、公私御多忙にもかかわらず、御出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃は本市の国民健康保険事業に対し格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日ご審議いただきたい諮問事項は2件ございます。

まず1件目は、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正案及び軽減対象者の拡大案についてです。

これは、昨年12月に令和6年度税制改正大綱が閣議決定され、国民健康保険については、今後も高齢化等による医療費の増加が見込まれることから、国民健康保険税の賦課限度額の引上げの方針が示されたものであり、限度額は、国が政令で定める金額を上限として、市の条例で定めることとなっております。

2件目は、善通寺市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案についてです。

これは、国民健康保険保健事業の実施計画、いわゆるデータヘルス計画の第2期が令和5年度に終了するため、次期の第3期データヘルス計画を策定すること、また、糖尿病などの生活習慣病の予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施計画も第

3期が令和5年度に終了することから、第4期特定健康診査等実施計画を関連性が高いデータヘルス計画と一体的に策定することとしております。

これらの諮問事項については、後ほど担当から説明いたしますので、委員の皆様の率直な御意見を賜りたいと思います。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

続きまして、次第4の議事ございます。善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正案及び軽減対象者の拡大案について、また善通寺市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案についてが諮問事項となっておりますので、報告後にご意見をいただければと存じます。

なお、これ以降の会議の進行につきましては、規則第8条第2項に基づき、会長職務代行をお願いいたします。

(会長職務代行)

会長の職務代行に選出されました渡邊でございます。

今日の協議会が円滑に進みますよう努めてまいりますので、委員の皆様にもご協力をお願いします。

それでは、これより会議を始めます。

まず、本日の会議録の署名委員を指名します。本日の会議の署名委員につきましては、藤田委員と大西委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

まず、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正案及び軽減対象者の拡大案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

税務課より、諮問事項となっております賦課限度額改正を含め、令和6年度税制改正についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは資料1ページをご覧ください。1ページ目は令和5年12月14日に閣議決定された令和6年度税制改正のうち、国民健康保険税の改正内容を抜粋したものです。この改正内容につきましては、令和6年4月1日に改正後の関係政令が施行される予定となっております。

改正内容は、大きく分けて2点あります。1点目は、賦課限度額の引き上げです。2点目は、低所得者に係る保険税の軽減対象者拡大です。

まず、1点目の賦課限度額の引上げについてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。これは限度額を引上げることにより、今後の税率改正の際、中間所得層の被保険者に配慮した見直しが可能となること、又、全国レベルで基礎課税、後期高齢者支援金等課税、介護納付金課税の限度額超過世帯割合の均衡を図るため、実施されるものであります。

内容としては、後期高齢者支援金等課税の限度額が22万円から24万円に引上げ

られます。

4 ページ目には、参考資料として、現在の県内自治体の税率及び賦課限度額を記載していますが、現在、本市を含め県内 8 市 9 町全てにおいて、国の政令に基づく賦課限度額を適用しております。

この改正は、高所得者層に負担をお願いするものではありませんが、国保税収確保のため、令和 6 年度におきましても限度額引上げのための条例改正を行いたいことから、本協議会のご意見を伺いたく、諮問させていただきます。

なお、2 ページ目で試算しておりますとおり、1 4 世帯を対象に、約 3 2 万円程度の調定額の増額を見込んでおります。

続けて、低所得者に係る保険税の軽減対象者拡大についてご説明いたします。3 ページ目をご覧ください。地方税法施行令の改正によりまして、5 割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗ずる金額が、2 9 万円から 2 9 万 5 千円に、2 割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗ずる金額が 5 3 万 5 千円から 5 4 万 5 千円に引上げられる予定です。

改正後の判定所得を適用した場合で試算した結果、新たに 2 8 人、1 8 世帯が軽減対象となり、調定額は、約 6 9 万円程度の減額となる見込みです。

以上の改正について、本協議会にお諮りし、善通寺市国民健康保険税条例の改正後、令和 6 年度分以降の国民健康保険税について適用したいと存じます。

以上で税務課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長職務代行)

ありがとうございました。ただいまの事務局から説明に対しまして、質疑・意見をお受けしたいと思っておりますが、いかがですか。

(委員)

改正後の賦課限度額は 1 0 6 万円になるということによろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

改正後の賦課限度額の合計 1 0 6 万円は、どのくらいの所得があれば、この金額になりますか。

(事務局)

世帯員の人数によって賦課される均等割の額により変わってまいります。今回改正後の支援分では、1 人世帯で 1 0, 7 0 2, 8 0 0 円、2 人世帯で 1 0, 3 3 9, 1 0 0 円、3 人世帯で 9, 9 7 5, 5 0 0 円となります。

(会長職務代行)

ありがとうございます。他にご意見ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。運営協議会として、この諮問事項に答申をするわけですが、特に異議や反対意見がないようですので、賦課限度額の引上げについては適当ということではよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長職務代行)

ありがとうございます。それでは、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び軽減対象者の拡大案については、適当という内容で答申書を作成したいと思います。作成はこちらに一任していただけますでしょうか。

(委員)

一任します。

(会長職務代行)

ありがとうございます。答申書ができましたら、後日、委員の皆様に郵送いたします。続きまして善通寺市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

保健課より、諮問事項となっております善通寺市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案をご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

現在取りまとめております計画につきましては、事前送付させていただきました冊子となりますが、107ページにわたるものとなっておりますので、国民健康保険運営協議会資料5ページからまとめております概要版にて説明申し上げます。

5ページの上段の計画の趣旨の欄をご覧ください。

データヘルス計画につきましては、すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析とそれに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画としての作成・公表・事業実施・評価等の取組が求められております。また、特定健康診査等実施計画につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律において、特定健康診査・特定保健指導の実施と実施方法を定める特定健康診査等実施計画を策定することとされており、両計画とも令和5年度で計画期間が終了することから、今回二つの計画を効率的かつ効果的に推進するため、一体的に作成しております。

そして、標準化の推進欄に記載の通り、今回の計画策定では、県下の自治体での計画の標準化を行い、県下共通の健康課題に対し、全市町が同じ目的の事業を実施、同じ指標での経年的評価を行えるよう策定しております。同じ指標を用いるということから5

ページ下段データヘルス計画の構成欄に記載の通り、国民健康保険共通のシステム KDB システムを中心に用いまして、データを分析し、健康課題の抽出・整理をしております。また、保健事業により予防可能な疾患に着目し、生活習慣病の進行段階に沿った構成としております。

続きまして6ページの健康課題の抽出をご覧ください。

本市の現状でございますが、平均余命・死亡原因に着目した分析では、男性、女性共には平均余命が国、県と比較して短くなっております。また、生活習慣病における重篤な疾患の死亡者数及び割合は、虚血性心疾患が10人で2.5%、脳血管疾患が23人で5.9%、腎不全が8人で2.0%となっており、平成25年から29年の標準化死亡比、標準化死亡率とは国の平均を100として、100以上の場合は国の平均より死亡率が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される指標となりますが、急性心筋梗塞が男性で92.4、女性で80.2、脳血管疾患が男性で97.0、女性で84.4、腎不全が男性で101.0、女性で110.7となっております。

6ページ下段の生活習慣病等の医療費に着目した分析につきましては、令和4年度の1か月当たりの一人当たり医療費は3万7,790円で、令和元年度と比較して12.9%増加しており、国や県と比較すると特に令和3年度から一人当たり医療費は国・県より高くなっております。さらに生活習慣病における重篤な疾患のうち虚血性心疾患および脳血管疾患の入院受診率は虚血性心疾患が国より高く、透析ありの慢性腎臓病の受診率は国より高い状況となっております。

続きまして、7ページの外来医療、健診受診者のうち、受診勧奨対象者に着目した分析をご覧ください。生活習慣病基礎疾患の外来医療費に占める割合は、糖尿病が10.6%、高血圧症が4.7%、脂質異常症が3.5%となっております。基礎疾患および透析なしの慢性腎臓病の外来受診率は、全て国より高い状況です。

また、令和4年度の特健診受診者における受診勧奨対象者数は993人で、受診者の56.9%となっており、令和元年度と比較して0.4ポイント減少しています。該当者割合は、国・県より低い現状となっております。

続いて8ページの生活習慣病予備群に着目した分析にまいります。令和4年度特定健診受診者の内、メタボ該当者は377人、21.6%であり、県より低いが、国より高い状況です。メタボ予備群該当者は200人、11.5%であり、国・県より高くなっております。令和4年度と令和元年度の該当者割合を比較すると、メタボ該当者の割合は1.7ポイント増加しており、メタボ予備群該当者の割合は0.3ポイント減少しています。

8ページ中段の特健診受診率、特定保健指導実施率に着目した分析をご覧ください。令和4年度の特健診受診率は40.9%、特定保健指導実施率は25.9%で、ともに県より低くなっております。

8ページ下段の要介護認定率および要介護者の有病率に着目した分析に移ります。第1号被保険者における要介護認定率は17.0%、第2号被保険者における要介護認定率は0.3%となっており、ともに国・県より低くなっております。また、要介護認定者

の有病割合をみると、心臓病は62.0%、脳血管疾患は23.8%となっています。

続きまして9ページの重複多剤投与者、後発医薬品使用割合に着目した分析をご覧ください。重複服薬者が78人、多剤服薬者が18人、後発医薬品の使用割合は76.0%となっており、県と比較して1.4ポイント低くなっております。

以上の現状をまとめた健康課題と県下自治体が共通で取り組む事業が9ページ中段以下の記載となります。健康課題を重症化予防、発症予防、一次予防、健康づくり、一体的実施、服薬適正・医療費適正化の6つとし、香川県標準事業として、特定健診受診率向上事業、特定保健指導実施率向上事業、生活習慣病等重症化予防事業、重複・多剤服薬者対策事業、後発医薬品使用促進事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業を掲げております。

10ページからそれぞれの健康課題に対応した善通寺市の個別事業名と事業概要を記載しております。一次予防対策として、特定健診受診率向上事業、特定健診未受診者対策事業、発生予防として特定保健指導実施率向上事業、特定保健指導未利用者対策事業、重症化予防として、生活習慣病重症化予防対策事業、KKDA 受診勧奨、KKDA 保健指導、健康づくりとして、健康増進対策運動推進事業、健康増進対策食生活推進事業、健康増進対策健康相談事業、適正服薬・医療費適正化として、服薬適正化促進事業、後発医薬品利用推進事業、一体的実施として、高齢者に対する個別的支援、通いの場等への積極的な関与を設定しております。目標数値は別冊の計画に記載しておりますが、目標設定値をクリアできるよう事業を進めてまいります。

最後に12ページの特定健康診査等実施計画の事業内容と目標値についてです。40歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査、特定健康診査を実施し、特定健診の結果に基づき、特定保健指導対象者を特定し、生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による保健指導を行ってまいります。令和11年度までに特定健診受診率、特定保健指導実施率がともに60%となるよう努めてまいります。

善通寺市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案の説明については以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長職務代行)

ありがとうございました。ただいまの事務局から説明に対しまして、質疑・意見をお受けしたいと思いますが、いかがですか。

(委員)

特定健康診査の未受診者勧奨については、現在どのように実施していますか。また、受診率向上のためにどのような方法を考えていますか。

(事務局)

令和5年度については、対象者を3,000名抽出して電話勧奨とはがきでの勧奨を

おこなっています。令和6年度につきましては、さらに効果的な手段を講じるべく、対象者をより細かく絞り込んだうえで、それぞれ効果的なアプローチを試みるなどの方法も検討してまいります。

(委員)

重症化予防において、栄養士はどのように関わっているのでしょうか。

(事務局)

栄養士につきましては、重症化予防におきましては、例えば糖尿病の重症化予防の対象の方でしたり、慢性腎臓病の重症化予防として個別指導を行ったり、健康教育の場で指導を行ったりしています。

(委員)

要介護者の有病割合についてですが、要介護認定を受けている人の中で、認知症やアルツハイマーを発症している人がこんなにいるとは知りませんでした。保健課だけの対応ではだめだと思うので、高齢者課などと一緒に予防策であるとか啓蒙活動をする予定はありますか。

(事務局)

現在、高齢者課が認知症に関する事業を実施していますが、保健課としても、個別相談とか集団での教室などを通して、気になる方に対しましては高齢者課と連携して介入しています。今後は、認知症以外の介入も含めて健康管理として、必要時は両課で連携できたらと考えております。

(委員)

特定健診の結果は、市にも伝わっていますか。

(事務局)

市の受診券を使用された方の結果は、受診された方と市と両方に来ています。

(委員)

その結果を分析して、必要な方には保健師が対応しているということですか。

(事務局)

そうです。糖尿病や高血圧症などハイリスク状態にある方など、それぞれの状況に応じて介入させていただいています。

(委員)

特定健診の未受診者についてですが、未受診の理由として、検査の結果病気が見つかるのが怖いから健診を受けないという恐怖心というのがあると思います。恐怖心を除くような施策は考えていますか。

(事務局)

健診全般について、異常値が出るのが嫌だから受けないという人が一定数いらっしゃるの理解できます。ですので、何のために健診を受けるのかということを経験を様々な形で周知を行っています。健康推進委員さんなどの協力を得て、まず健診の理解を深めてもらったり、不安がある方については、随時健康相談や電話相談も行っております。

(会長職務代行)

他にご意見、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。特にないようですので、運営協議会として、この諮問事項に答申をするわけですが、異議や反対意見がないようですので、計画については適当ということよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長職務代行)

ありがとうございました。それでは、善通寺市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案については、適当という内容で答申書を作成したいと思います。

作成はこちらに一任していただけますでしょうか。

(委員)

一任します。

(会長職務代行)

ありがとうございます。答申書ができましたら、後日、委員の皆様へ郵送いたします。

(会長職務代行)

次にその他でございますが、他に国民健康保険事業に関して意見等はありませんか。ご意見等が無いようですので本日の協議会を終了したいと思います。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

今年度の運営協議会について、開催の予定はございません。来年度の開催日程は事前

に調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

(会長職務代行)

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終わります。ありがとうございました。